

第 24 回北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事録

■日 時 : 平成 30 年 2 月 2 日 (金) 14:00～15:00

■場 所 : 北九州市役所 3 階 特別会議室 B

■出席委員 : 6 名 (敬称略)

副会長 : 加藤

委 員 : 池田、岩下、太田、小嶋、堀田

■全体進行 : 安全・安心都市整備課長

■内 容 :

1 開 会

- ・開会挨拶 (川上安全・安心担当理事)

2 議 事

- ・第 23 回協議会での意見に対する対応等について

質疑応答 ※内容は以下、審議記録のとおり

- ・平成 29 年度実施事業報告

質疑応答 ※内容は以下、審議記録のとおり

- ・意見交換 ※内容は以下、審議記録のとおり

審議記録（要旨）

質疑応答及び意見交換

1 成人式での啓発について

【委員意見】

- 成人式会場のビジョンでのCM放映について、早めに申し入れをしないと受け入れが出来ないようである。実行委員をしているので、今年度の反省会の際に、次回は放映していただくように申し入れをしておきたい。
- 成人式のパンフレットには、北九州市のことがきめ細やかに色々と書き込まれており、成人式の参加者に読んでほしい。しかし、字が小さいので、読むのが大変な気がした。

2 ポスター掲示等による広報について

【委員意見】

- 標語コンクール入賞作品の広報について、小倉・黒崎のコンビニやたばこ店、タクシー協会等にポスターとチラシを配ったということだが、もっと広げて、市民の目が届くような銀行や病院など、不特定多数の方が来られる所にも協力を依頼してはどうか。そういう所は率先して協力してくれると思う。銀行等は、付き合いがあるため、紹介もできる。
- 市民センターの入口の掲示板に標語コンクールのポスターが貼ってあるのを見た。チラシの裏面にある14項目の迷惑行為も隣に貼ってはどうか。ポスターにある4つの迷惑行為だけではなく、こういうこと全てが迷惑行為ということについて、いろいろな場所の目に付く所に貼っている方がいいと思う。

3 施策の柱に沿った事業の実施について

【委員意見】

- 説明された事業の施策の柱をチェックすると、市民啓発の推進と公共施設等の環境整備が多くて、ここに力が入っているのだと分かった。

4 モラル・マナーアップ教育について

【委員意見】

- 標語コンクールの応募校数がまだまだ少ないので、先生方からの「標語を作ろう」という声が広がって、たくさんの学校が参加してくれるといいと思う。
- 子どもだけでなく、PTAも一緒になって、親も勉強し、子どもも同じものを勉強することによって、家庭でも話し合いが出来ていくのではないか。家庭教育学級やPTA全体でも、迷惑行為について取り入れて、親子で話せるといいと思う。

○先程の意見について、PTA協議会から提案して、各学校の会長が会議に出して、PTAもこれを把握していかなければいけないと思う。

北九州市PTA協議会では、今、「携帯、スマホ、10時オフ」を親子でやっていきましょうということを勧めているが、モラル・マナーアップも勧めていくように、来月のPTA協議会の会議で話したいと思う。

○標語コンクールは、小学校のみで中学生などは応募の対象ではないのか。

子どもが中学生で、他団体でのポスター募集などで応募が多いと聞きしたので、中学生まで範囲が広がられたらいいと思う。

【事務局】現在のところ、標語コンクールは小学校6年生を対象にしている。

これとは別に、自転車の乗り方のマナーについて、中学生を対象に検定試験を実施している。

5 関係団体の支援について

【委員意見】

○施策の柱に、関係団体への支援の強化という項目があるが、これは特定の団体なのか。

それとも、迷惑行為防止に協力する団体があれば、随時広げている状況なのか。

【事務局】特定の団体ではなく、ホームページや市政だよりで、随時募集している。

この団体とは、地域でやろうということで結成された団体と考えていただければと思う。

モラル・マナーアップをずっとこの地域でやっということと表明されれば、この団体になることは可能で、自治会や企業など登録団体は様々である。

【委員意見】

○街頭ビジョンでのCM放映やチラシ・物品の配布を行っているが、同じ経費をかけるなら、わっしょい等のまちづくり団体などと協力して行ってはどうか。例えば、ビジョン放映料金を協賛しながら啓蒙活動をする、まちづくりにもつながるし、1万人集まるイベントなのでより効果も出ると思う。

6 条例の認知度について

【委員意見】

○条例の認知度の低下に、特に理由はないのか。

【事務局】条例を作った当時は、新聞報道等があり、上がっているが、年数が経ち軌道に乗ってくるとマスコミが報道をしなくなり、地域での広報活動だけになってしまっていることが理由と考えられる。

【委員意見】

○条例の認知度だけ下がっている、そこを上げるために、大きく広報してはどうか。イベント等に絡めて広報すれば、認知度も同じくらいに保たれるのではないかと。

7 重点地区外での違反行為について

【委員意見】

- 重点地区のエリアについて、認識している人がどれだけいるかということにもよるが、「エリア外は過料適用にならないから大丈夫」と考える人による違反行為が増え、エリア外の地区が汚れるということがどんどん出てくるのではないかと。今後はその対策も必要なのかなと思う。

【事務局】そもそもマナーとして、全市的に公共空間では喫煙しないよという事が大きな目的で、繁華街など人の多い所は、歩きたばこの火が人に当たる危険性が高いため、協議会での意見も踏まえ、地区を指定して禁止している。
マナーの問題なので強制力はないが、条例制定により、路上喫煙はかなり減ってきている。

8 重点項目の4つの迷惑行為について

【委員意見】

- 重点項目の4つの迷惑行為のうち、犬のふんの放置と落書きはずっとゼロ件で、落書きは見つけるのが難しいと思う。これに次ぐ、「皆さん、これは頑張りましょう」という迷惑行為を代わりに挙げるか、プラスで挙げる事は難しい問題なのか。
他の項目で、自転車の放置、車の放置、ごみ出しのルールなど、どれを挙げるかという選別も難しい問題だと思う。

【事務局】過料は、その時に見つけないといけないため、路上喫煙やポイ捨ては、巡視員がいれば見つけられるが、他の迷惑行為では難しいという問題がある。
また、過料の適用は、相手があることで、「過料を適用します」と言われて、素直に払ってくれる人ばかりではない。そのため、人人体制的に、警察OBの方をお願いしているが、過去には暴力事件もあった。市民レベルでは、きちんとやってほしいなどあると思うが、過料適用しても取り締まりがなかなか難しい。
例えば、放置自転車は、過料ではなく、駅の近くなどを放置禁止区域に指定し、駐輪場をつくった上で、区域内に一定期間放置されている場合は、告知をして撤去し、ある場所に保管するという活動を区役所で行っている。現在、シルバー人材センターに委託しており、違反件数はかなり減ってきている。

9 落書きについて

【委員意見】

- 以前、地域で落書き消しを行った。その時は、大学生が多い地域だったため、大学にも声をかけて手伝ってもらった。関係団体が落書き消しの用品を持って来てくれ、行政の手伝いもあった。周知されれば、気軽にできるのではないかと。知るということが大事だと思う。

- 小倉駅1階の北口から南口のコンコースは、以前は落書きがあったが、今はきれい整備されて、全く汚れていない。やはり、いつもきれいにしておくことが一番で、悪いことをするにも、きれいな所を最初に汚すのは勇気が要るのだと思う。

10 ホームページでの広報について

【委員意見】

- 仕事柄、役所に提出する申請書の書き方などをホームページで探す。税金や住民票などの郵便請求やネット請求は市民が一番見るページだと思う。そこにマナーアップのバナー広告のようなものを入れることはできないか。検討してほしい。

【事務局】 他部署のホームページへの掲載は、協議が必要になってくる。